

令和6年4月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨木市長 福岡 洋一

市町村名 (市町村コード)	茨木市 (27211)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐保免山 (佐保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・後継者が不在である農地の面積が全体の3割近くになっており、新たな受け手の確保が急がれる。

・地目が「田」の農地は比較的面積が大きく、「畑」は小さい傾向にある。また、「畑」はある程度まとまって存在している。

・地域内に農地が点在しており、立地条件も異なるため、地域全体での統一的な活用方法を検討することが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・比較的圃場が整備された場所については、集落営農組織等へ作業を集約し、特定の作物について効率的な生産を図る。

・小規模、不整形な農地が多い場所については、少数多品目の農作物生産を軸に地域農業を維持しつつ、将来的には都市近郊農業の強みを活かした販路を確保し、収益性の向上をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織等への農用地の集積をめざしつつ、小規模な農地については、地域農家や認定新規就農者などへの集約化をめざす。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、貸借の意向がある農地をみどり公社に貸し付ける。その際は所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化した水路等の補修のほか、農道や水路の整備を検討するとともに、保全管理中の一団の農地の再整備等ができないか、検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市の地域農家制度と連携し、就農希望者の研修や援農希望者を積極的に受け入れることで、地域に愛着を持ってもらい、農業を担う者として定着してもらえよう取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業などを抽出し、今後の集落営農組織が担う具体的な役割について検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧必要に応じて農業用施設を整備する。